

令和7年度第1回子ども・子育て会議（書面開催）にていただいた意見・質問への回答について

議題： 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

番号	意見・質問の内容	回答
1	この内容は、以前より通える認可園が増えたということでしょうか？それとも定員数が増えたということでしょうか？以前全く違う取り組みでしょうか？	当該事業につきましては、令和7年度に子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」として、新たに制度化されたものになります。事業実施に伴う認可園数及び定員の増減はありません。
2	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形で支援を強化するためという目的はとても魅力的です。 この目的が果たされる制度として整備されているのか、同送の資料だけではわかりませんでした。子ども子育て委員方には実際にこの制度を運用される園長先生方もいらっしゃるの、ご意見をお聞きしたかったです。	ご意見ありがとうございます。今回の議題である本事業の認可につきましては、本会議の議決事項ではなく、委員の皆様から意見を聴取することと規定されていることから、書面による意見聴取とさせていただいたところです。今後につきましては、委員の皆様に対し、丁寧な説明を心がけてまいります。
3	毎日通ってくる在園児と違って、時々預かる6か月から2歳の子どもへの対応は大変だろうなと想像します。対応する保育士の確保、そのスキルの保証等、園の対応にご苦労を感じます。園への具体的な支援はどのようにあるのでしょうか。	当該事業の実施に当たっては、保育士の皆さんにとって過度な負担とならないよう、現体制で受け入れ可能な範囲で利用定員を設定していただいております。 また、通園する児童の年齢や状況ごとに国の基準に基づく補助金を交付することで財政的な支援を行ってまいります。
4	子どもたちの成長を応援する制度とされていますが、同世代の子どもと関わる機会を得て子どもの発達を促すことが子どもにとって安心安全に行われることと考えた時、どのような状況で預けられるのか、預かっていかれるのか、について市が把握していることをお聞きしたいです。	実施施設の認可にあたり、申請事業所ごとの運営方針、建物の設備や規模、実務にあたる方の経歴や安全計画等を確認し、適切に当該事業を実施できると認められるかについて、事前に確認を行うこととしています。
5	保育園入園等では慣らし保育が丁寧にされ、その後毎日の通園で子どもたちは安心感、信頼感を育て、成長していきます。地域によってはこの制度についても親子通園や慣らしを経て預かるという形をとられているところもあるようです。何より、この制度で子どもたちが不安になることなく、成長できるための対応策を知りたいです。	本市においても、当該事業の実施に当たっては、一定期間の慣らし保育・親子通園を認めております。また、認可園とも連携を図りながら、制度を利用する子ども達が不安になることがないように努めてまいります。
6	この状況を考えた時、親子が安心して参加でき、子育ての負担感を軽減できるための今ある子育て支援の充実も図っていただきたい。市独自で10時間上乗せされているのであれば、チルドレンファーストのまちである古賀市だからこそ、他の子育て支援にも上乗せされることを願います。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。
7	このだれでも通園制度は子育て広場での実施もできると理解していますが、古賀市では実施はいかがでしょうか。親子で通い入れた子育て広場での預かりは、子育て中の母たちの意見としてもぜひ実現してほしいとのことです。	令和7年度においては、お送りした資料記載の6施設での実施を予定しています。 今後につきましては、利用数の推移及び令和8年度からの給付制度化の動向を注視しながら検討してまいります。
8	既存のシステムとして、現在ファミリーサポートの実施を子育て広場でもできるようになっていますが、これの利用料がだれでも通園制度の利用料と同等になるような、ファミサポへの上乗せ支援を強く望みます。見知った地域の方が個別で対応してくださるファミサポは親子の安心感と、地域の子育て力に直結すると感じます。地域の力を育てることはまちづくりにも大きな力となるはずです。ぜひご検討ください。	ご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

令和7年度第1回子ども・子育て会議（書面開催）にていただいた意見・質問への回答について

議題： 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の認可について

番号	意見・質問の内容	回答
9	一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、この制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的、とうたっていますが、そうした保育ができるのか、事業者側の体制が非常に不安です。	当該事業の実施に当たっては、保育士の皆さんにとって過度な負担とならないよう、現体制で受け入れ可能な範囲で利用定員を設定していただいております。また、保育者として有する専門性を地域のこどもの育ちのためにより広く発揮いただくことを期待しています。
10	保育の目的は、子どもたちが安心できる環境で信頼できる人間関係をつくりながら社会性、協調性を身につける事です。いつも違うメンバーやコロコロ変わる保育者が待つところに、預け慣れさせることでは決して無いことを、認識する必要があります。	ご意見のとおり、「いつも違うメンバーやコロコロ変わる保育者が待つところに、預け慣れさせる」ということではなく、同一月内に利用できる事業所は1か所とし、毎回違う事業所を選択することはできない仕組みとしています。
11	また、自ら申請せず孤立した子育てをする保護者をこの制度にどう繋いでいくか、緊急枠をどうするのか等の検討も必要だと考えます。さらに場合によっては上限時間を延ばす弾力的な制度の活用も必要かと思います。	ご意見のとおり、本事業は、地域の見守りや支援が必要な子どもや子育て家庭を早期に把握したり、適切なサポートにつなげたりする新たな機会としての意義もあります。そういった場合は、子ども家庭センター子ども家庭係や関係機関とも連携し、課題のある家庭の支援を行ってまいります。 なお、この制度の弾力的な運用については現時点では検討しておりませんが、個別のケースごとに他の制度を活用しての支援方法を検討してまいります。
12	今回書面での意見聴取となった経緯と、集まった意見をどのように活用されるのか、今後の予定をお知らせ頂きたいです。	ご意見ありがとうございます。今回の議題である本事業の認可につきましては、本会議の議決事項ではなく、委員の皆様から意見を聴取することと規定されていることから、書面による意見聴取とさせていただいたところです。今後につきましては、委員の皆様に対し、丁寧な説明を心がけてまいります。 また、今回いただいたご質問・ご意見については、委員の皆様に共有するとともに、本市として、今後本事業を実施するにあたっての参考とさせていただきます。